

住宅の省エネ改修等に伴う

固定資産税の減額措置について

平成20年度税制改正により、住宅の熱損失防止(省エネ)改修に伴う固定資産税の減額措置が新たに加わりました。

住宅の熱損失防止(省エネ)改修に伴う固定資産税の減額措置

工事要件

- (1)平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、次の工事のうち、を含む工事を行うこと(外気等と接するものの工事に限る)
- 窓(二重サッシ、複層ガラス化など)の改修工事
- 床の断熱改修工事
- 天井の断熱改修工事
- 壁の断熱改修工事

- (2)改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に

新たに適合していること

- (3)平成20年1月1日に所在する住宅(賃貸借を除く)の改修工事であること
- (4)改修工事に要する費用が30万円以上であること
- (5)平成22年12月31日までに改修工事が完了したものの

減額される期間と範囲

減額対象年度「改修工事完了後の翌年度」
対象範囲・軽減額「1戸当たり120㎡分まで3分の1を減額」

減額の手続き

改修工事完了後3カ月以内に、次の関係書類を税務課資料

産税班まで提出ください。

- ・住宅熱損失防止(省エネ)改修工事固定資産税減額申告書
- ・建築士や指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関が発行の熱損失防止改修工事証明書
- ・工事費用の支払いが確認できる領収書等
- ・工事内訳書(見積明細書)
- ・改修工事が行われた箇所を撮影した写真

留意事項

- ①住宅の新築に伴う軽減や耐震改修等により家屋の軽減を受けている期間は、それらと重複しての適用はできません。
- ②省エネ改修工事に併せて、住宅の増改築等を行った場合は、その住宅の評価を見直すことがあります。

持ち物「預金通帳、届出印

注意

- ・平成19年度の国民健康保険税を口座振替で納めていた方も申し出が必要です
- ・8月に手続きをした場合は、12月分の年金からの支払いを中止する手続きを行います

国民健康保険税の特別徴収の条件が変更になりました。

広報7月号で、国民健康保険税を年金から納める特別徴収の制度についてお知らせしました。

その後、制度の変更により、特別徴収対象の方のうち、次のいずれの要件も満たす方は、申し出により、保険税を口座振替で支払うことが可能になります。

特別徴収対象の方のうち、口座振替ができる方

- ①これまで保険税を滞納することなく納めている方
- ②これから保険税を口座振替で納めていただける方

既存の減額措置

住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、高齢者、要介護認定者、要支援認定者、障害者がお住まいの住宅のバリアフリー改修(自己負担額30万円以上の工事)が完了した住宅について、一定の要件を満たす場合、当該家屋の固定資産税額の翌年度分が100㎡相当分まで3分の1減額されます。

住宅熱損失防止(省エネ)改修工事とバリアフリー改修工事の減額を同時に受けることができます。

住宅耐震改修に伴う減額措置

昭和57年1月1日以前から所在する住宅用家屋について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、現行の耐震基準に適合させるような耐震改修工事をした住宅について、一定の要件を満たす場合、固定資産税の減額措置を受けられます。

申・国税務課資産税班
☎(70)03322

特定増改築等住宅借入金等特別控除

住宅ローン等を利用して、自己が所有している居住用家屋のバリアフリー改修工事、住宅の省エネ改修工事を行った場合、一定の条件を満たしていると所得税での控除を受けられる場合があります。

岡東金税務署
☎(52)3121

8月は経済産業省主催の電気使用安全月間です

電気は正しく安全に使いましょ!

関東電気保安協会 <http://www.kdh.or.jp>

地域包括支援センターだより 15

活動的な85歳を目指しましょう

わが国は、世界トップクラスの長寿国となり、超高齢社会へと進んでいます。これからは、ただ長寿を目指すのではなく、できるだけ自立し、住み慣れた地域で何歳になっても自分らしく、いきいきと暮らすことが大切です。

「老化は仕方がないこと」と考えていませんか。実は最近の研究では、そうではないことが明らかになってきました。高齢者が心身の機能を低下させてしまう最大の原因は、「もう年だから」、「おっくうだから」と身の回りのことや家事、外出をしなくなることにあります。このような生活は筋力や意欲を低下させ、やがて寝たきりや認知症などを招くことにつながります。

町はこの状態になることをできるだけ防ごうと今年度、介護保険1号被保険者(65歳以上)で介護認定を受けていない方に緑色の生活機能評価チェックリストを送付しました(町国保加入以外の方は今後送付)。このチェックの結果、生活機能低下が疑われる方に

は個別に訪問をし、必要と思われる介護予防プランを作成し、介護予防教室につなげていくこととなります。

厚生労働省の老人保健事業の見直し検討会は、報告書の中で「生きがいにあふれた活動的な85歳」を目標としています。皆さんも活動的な積極的に介護予防をしていきましょう。

今年度の介護予防教室

教室名	会場	実施内容
いきいき教室(運動)	保健センター 大網白里アリーナ	月3回、4カ月間
いきいき教室(栄養)	保健センター 中央公民館	月1回、5カ月間
いきいき教室(口腔)	保健センター	月1回、3カ月間
いきいき訪問	自宅	個別に相談・指導を受けた方

岡東地域包括支援センター ☎(70)0439

ねんきんナビ

年金記録の確認と回答にご協力を

すべての年金受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付しています。

お手元に届きましたら、年金記録にもれや間違いがないか、十分に確認ください。また、必ず確認結果をご回答ください。

お問い合わせ

ねんきん特別便専用ダイヤル
(月)~(金)=9時~20時
第2(土)=9時~17時
☎0570(058)555

定額保険料に付加年金をつけるとお得!

月々の定額保険料に付加保険料の400円を足して納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せられて受け取ることができま

【加入できる人】

第1号被保険者(学生、自営業の方等)

注意

国民年金基金に加入している人や保険料の免除を受けている人は、付加年金保険を納付することができません。また、付加保険料は定額のため、物価スライド(増額、減額)はありません。

【付加保険料をかけた場合の受給額】

付加年金の年間受け取り額は、200円×付加納付月数となります。例として付加年金を10年間納めた場合、納付額は48,000円(400円×120月)で、1年目の受給額は24,000円(200円×120月)となります。受給2年目では支払った保険料と同額となり、3年目以降の受給からお得となります。

岡東住民課国保年金班 ☎(70)0334